

Title	M・K・ローゼンハイム編『少年のための司法』
Sub Title	Margaret Keeney Rosenheim (ed.) : Justice for the child, 1962
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.8 (1965. 8) ,p.153- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	刑事法学の当面する諸問題 紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650815-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Margaret Keeney Rosenheim (ed.) :

Justice for the child

The Juvenile Court in Transition

New York, The Free Press of Grenoce, 1962

M・K・ローゼンハイム編

『少年のための司法』

一八九九年にシカゴに最初の少年裁判所ができてから、おおよそ六〇年余を経た今日、アメリカ合衆国内の少年裁判所の現状はどのようなものであり、その当面している問題は何であろうか。

合衆国児童局の統計によれば、米国の少年の二割強の者は、何らかの理由で少年裁判所と接触をもつに至っており、それだけに、少年の将来と深いかわりをもつてきている。

また、イリノイ州法に掲げられた、少年に対しては刑罰よりも社会復帰を、という目標を実現するための十分な診断、処遇の機構の整っている少年裁判所は少ない。

あるいはまた、司法機関としての役割と社会復帰機関としての役

紹介と批評

割とは、裁判所の中で十分に統合され得るのであろうか。少年裁判所の手続の非形式性はどこまで法の正当な手続と両立し得るものなのか。

これらの問題を討議し、アメリカの少年裁判所の現状を明らかにするために、シカゴ大学社会福祉行政学科 (Social Administration Faculty) は「少年のための司法」というテーマの下に、合衆国内から、裁判官、ソーシャルワーカー、学者等の参加を得て、一九六一年一〇月に会議を開催した。この会議での基調報告となつた論文を集めたのが本書である。

従つて、本書に収録されている一〇編の論文の著者も、裁判官、法律家、社会福祉学者などに分れている。

まず、編者であるシカゴ大学社会福祉学科のローゼンハイム助教授が問題領域を概観し、バレンス・パトリエの理論をキツチャム判事、裁判権についてはコロンビア大学法学部のパウルゼン教授、少年裁判所における憲法上の権利についてアレキサンダー判事、正当な法の手続についてエルソン弁護士、保護処分の問題についてサンフランシスコ州立大学社会福祉学科フラドウキン教授、司法機能と行政機能についてニューヨーク大学法学部タッパン教授、少年裁判所の行政的機能についてチーフ・プロベーション・オフィサーの経歴をもつ裁判所福祉局長キープ氏、少年のもつ裁判所のイメージをカリフォルニア州矯正局スタッフ氏、地域と少年裁判所との関係をニューヨーク社会事業大学カーン教授が、それぞれ受けもつてい

ローゼンハイム助教は、少年裁判所における恒久的な問題として、本書の概観を行つている。その議論の中で目をひくのは、少年裁判所運動は刑事責任年齢下限の引き上げにあり、パレンス・パトリエの理論は、その正当化のためのものだといふ点である。通常、少年裁判所の起源には、刑事的起源と衡平法的起源とが併せて論じられ、むしろ後者のほうのウエイトが強いように思われるが、著者はその点で、刑事的起源を主たるものとみる考え方をとつてゐる。

パレンス・パトリエの理論については、これにつづく、キッチャムの論文の中に詳細に論じられている。パレンス・パトリエの思想は英國のコモンローの理論の発展であるが、米國におけるその実質的な内容は、州と少年、両親との間の契約であるとする。その契約は、「州は少年裁判所を通して、非行等を与件として家庭生活に介入し、一方家庭は、その憲法上の権利を放棄すること」を内容とする。相互の契約である以上、州は、両親に対して、「非行の認定は非刑事的なものである。」、「審理は迅速、公平に行う。」などの義務を負つてゐる。従つて、これらの義務に違反する事態の生じた時、両親は、契約の下に放棄した憲法上の権利の回復を求め得るとする。

アメリカ合衆国内の少年裁判所は、おおむねカウンティのレベルで設立されており、その数は非常に多い。従つてまた、その実務も様々で、全てを統一的に理解することは困難である。そこには、理

想的に運営されているいくつかの立派な少年裁判所があると同時に、刑事裁判所を小型にしたにすぎないような、有能な判事も、充分なプロベーション・スタッフもなく、その上、手続的非形式性の故に、成人よりも悪い取扱いを少年に科しているものもある。

こうした現実に対して、一方には、少年裁判所は少年を甘やかす、という批判があり、他方には、少年裁判所における少年の無権利状態をどうするかという批判が存在する。

前者に対しては応える限りでなく、現在の問題は、前記のパレンス・パトリエの約束の不履行という議論からも考えられるように、少年裁判所における少年の不利益な取扱いに對しどのように少年の地位を強化するかといふ点にむけられる。

アレキサンダー判事は、少年が少年裁判所で利益を侵害されているのは、少年裁判所が本當の少年裁判所になつていないからだとする。スタッフと設備との不足、裁判官の少年裁判所理論に対する個人的な好悪などが、少年裁判所の本来の機能を妨げている。しかも、批判者は、理想的に運営されている裁判所には目もくれない。少年は、具体的人間として、單なる抽象的な権利以上のものなのであると強く訴える。

一方、同じ批判に對し、エルソン弁護士は、少年裁判所の基本的な性格を変えずに、手続を変える方策如何という形で考え、理想的な少年裁判所の数の少ない現実を基にして、現在の機構の中に少年の人権を保障する仕組をとり入れることを主張している。

前記の如く、本書の中心的なテーマの一つは、少年裁判所は、どこまで司法機関であり、どこまで行政機関なのかという点にある。

現在、アメリカの少年裁判所のもつている主要な行政機能について、キープ氏は、州のレベルで行うべきものとしてはプロベシジョン・オフィサーの任命等、裁判所の中で行うべきものとしては、少年裁判所の政策の決定、行政系列に属する職員とスタッフとしての職員との区別、インテーク業務、コート・クリニク、裁判所外では、警察またはその他の社会福祉機関との連絡等を挙げて論じている。著者は、少年裁判所における司法機能の優位をみつめつつ、各地方の状況に応じて少年裁判所の行政的機能は様々になつてよいし、また、少なくとも、他の社会福祉機関の不十分な地方では、少年裁判所は進んで行政的な機能を引受けるべきだと主張している。

これとは逆に、タッパン教授は、その主著の一つである「少年非行」におけると同様に、ここでも、本来行政機能は裁判所外の社会福祉機関に委ねるべきで、少年裁判所は、権威、抑制、或いは矯正措置の必要な事件にのみ、自らの権力を用いるべきだとする。少年裁判所に属すべき行政機能としては、判決前調査を行い、権威を効果的に用いるプロベシジョン業務を挙げている。

少年裁判所のもつ二つの機能の問題、或いは、少年に対する正当な法的手続の保障等の観点から常に問題とされるもの一つに、少年裁判所における非公式処遇がある。フラドゥッキン助教教授によれば、それはインテイク処遇とインテイク後の非公式プロベシジョンとに分れる。一九六〇年の児童局統計によれば、非行少年事件の約

五〇％は非公式に処理されているという。

非公式処遇によつて、少年裁判所は、自己の活動領域を裁判所外の社会福祉の領域にまで拡大できる。この一方には、非公式プロベシジョンによつて、地域社会の社会福祉業務の発展を妨げるとの批判もある。この他、非公式処遇の経済性、地域と裁判所との相互関係など論点があげられている。

処分の内容に関連して、フラドゥッキン助教教授は、いわゆる少年矯正委員会組織のことにふれ、処遇の問題は、本来処遇の専門家に委ねるべきであり、その内容は、家庭中心処遇であるべきだと結論している。

少年裁判所の機能を裁判所の立場をはなれてみるものとして、本書には、少年、両親のみた少年裁判所、及び、地域社会内における少年裁判所の二つの論文が収録されている。

少年や両親の目に映る少年裁判所は、時には混乱したものであり、時には年長の少年を余りにも子供扱いしすぎる。或いは、両親は、少年裁判所が自分の子供に対する権利を奪つてしまうという風にみている、とスタット氏は観察している。これは、前記の少年裁判所内部の現状の当事者への反映として非常に興味をそそる。同氏は、これらの当事者を少年裁判所の活動への参加者とするところのことができる機構改革の方法はないかとの疑問を提出している。

カーン教授は、少年裁判所の手続を、ケースワークの手続に類似させ、問題少年を中心とした統合的組織の一環としての少年裁判所

という観点から分析している。その手続は、(1)事例の発見、(2)事件の評価、(3)処遇計画、(4)処遇実施に分けられ、その全体を通して、(5)事例及び社会に対する責任の問題をとりあげている。少年を監督し、必要があればその両親から切りはなし、様々な方法で個人の生活に介入する地域社会の機関として、少年裁判所は、常に地域社会内の少年保護の現状に注目していなければならない。

*
一、二の論文の紹介を略して、極めて大雑把に、本書の内容をみてきたが、私が最も強く印象付けられたのは、次のことである。その設立の最初に、すぐれた裁判官の指導の下に、すぐれた社会福祉家達の協力を得て、社会からは何の批判もなく、むしろ、社会福祉機関の一つとして歓迎されて出来上つた米国の少年裁判所が、六〇年の星霜を経て、初期の熱情の代りに、現実の機構の冷静な観察から、少年の利益を守るための手続的保障を強くする方向で再編成されつつあるのではないかということである。この論文集の企画の直前、一九五九年には、N・P・P・Aの標準少年裁判所法の改正があり、それに基いて、少年裁判所法の改正作業が米国内のいくつかの州にみられる。本書の副題の通り少年裁判所はその転換期にさしかかっているように思える。

(坂田 七)